

第 1 7 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 平成 3 0 年 6 月 2 2 日 (金)

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会終了後

場 所 第 1 委員会室

付議事項

1 平成 2 9 年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する陳情書について

2 その他・・・資料 1

平成 29 年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する

陳 情 書



件 名

モニター提出意見の議運における協議・公開、事務局対応及び公文書取り扱いについて

陳情趣旨

平成 29 年度 3 月 29 日開催のモニター会議の案内（別紙 1）を受け、意見提出（別紙 2）を行いました。そして平成 30 年 5 月 23 日にホームページを確認したところその件についての掲載が無いため事務局に確認すると、「通常どおりの取り扱いはしないと委員長から聞きました」とのこと、委員長からは「委員会或いは委員会協議会のいずれかで、この度の最期のモニター意見は、参考意見として受け止めホームページ等に公開する通常のとおり取り扱いをしないことを決定した」とのことでした。

私は議長名の公文書（別紙 1）で意見提出を求められたので、議長より委嘱を受けたモニターとして提出しましたが、意見の取り扱いについて何の連絡も無いまま今日を迎えました。

要綱によれば、モニター制度による意見は、議長が受けそれが議運に送付され、議運が取り扱うという流れと認識しております。議長が求めた意見提出の取り扱いを「委員会」或いは非公開の「協議会」で「公表しない、取り扱わない」との決定に違和感を覚えます。議長の要請（別紙 1）は何だったのでしょうか。

陳情内容

上記のことから、以下 5 点につきまして陳情致します。

- ① 提出しました意見（別紙 2）に対しての正式協議
- ② モニターの意見としてのホームページへの反映
- ③ この度の議運決定における議会事務局の不十分な対応の是正
- ④ この度の「委員会或いは協議会における決定」とのあやふやな答弁の是正
- ⑤ 今後の「公文書」の認知・取り扱いについての是正

以上

平成 30 年 5 月 25 日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

陳情者

平成 29 年度モニター 樋口 晋也



(別紙1)

山 議 第 2 0 1 3 号

平成30年(2018年)3月19日

樋 口 晋 也 様

山陽小野田市議会議長 小 野



モニター会議の開催について

早春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、本市議会活動につきましては、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市議会モニターの皆様から貴重な意見をいただけてきましたが、今年度末の総括として下記のとおりモニター会議を開催しますので、是非御参加ください。

なお、参加に当たりましては、モニターの皆様の意見を提出くださいますようお願いいたします。様式、字数は問いませんが、これまでいただいた意見と同様に、ホームページに公表する予定です。

記

- 1 日 時 平成30年3月29日(木) 午後5時から
- 2 場 所 山陽小野田市役所3階 第2委員会室
- 3 内 容 1年間の総括について

山陽小野田市議会事務局

担 当 議事係長 中 村

Tel:0836(82)1182 Fax:0836(82)1186

E-Mail:shigikai@city.sanyo-onoda.lg.jp

平成30年3月29日

No,008

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

市議会モニター
樋口 晋也

1年間の市議会モニターを終えての意見

26日の議会運営委員会に置きまして「モニター制度」について協議がなされました。

以前の議運におきまして「本議会の会期中に新要綱を決定する」とのお話でしたが、議運内において一致せず持ち越しとなりました。

このことにつきましては、議運皆さんの前向きな取り組みによるものであり、闊達な議論がなされていることと受け止め、今後に期待しております。

モニター制度については次のような課題があると思います。

1つはモニターの意見をホームページ等に掲載する場合に、全文掲載が原則ではないかということです。紙面の都合上割愛する必要がある場合には、要約した文章について提出者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうか。

併せて提出日の記載です。どの時期かではなく、何月何日に提出されたかということには意味があります。市民としてモニターとして一所懸命考えたうえで提出した意見です。

丁寧な取り扱いをお願いしたい。

2つ目はその回答についてです。委員会で具体的に協議されていない回答と言わざるを得ません。想定以上の数の意見が出てきたこともあるかと思いますが、来年度についても、現実的に対応できないままでの意見募集では折角モニターに応募し時間をかけて意見提出をしても何の意味もないように感じます。

今後、広聴委員会が対応されるとのことですが、「議運」から「広聴」に責任が移管されるだけではないでしょうか？本当に「目的に合致した意見」全てにちゃんとした回答が出されることになるのでしょうか。

議会報告会での市民の意見と、モニターから出る意見の取り扱いはどのように違うのでしょうか。モニターの存在意味が何であるのかということ です。

広く市民の意見を聴くことに異論はありませんが、何よりもその意見に対して明確な回答が頂けなかった時のモニターの気持ちを考えていただけませんか。この状態が今後も継続された場合、この組織が「形骸化」するか、更には「信頼されない議会」になってしまうのではないかと危惧しております。

3つ目は、どのような位置づけで「モニター制度」をつくるのかということについてで

す。議運の議論の中で「諮問機関」や「附属機関」ではない、というお話がありました。条例等に当てはまる制度でないことは承知しております。

しかし議長名で公印の委嘱状を出されている時点で公的な「附属機関」では無いにして、議会に「附属する機関」ではないでしょうか？ここがポイントで、附属する機関でなければ議長の正式な委嘱状が出ないと解釈しておりますがいかがでしょうか？

最後に、モニターの任期は3月31日で終了となりますが、3月5日に提出しましたNo7の意見について取り扱われず無視をされたままでこの度の議運が終り、何のご連絡も頂けませんでした。私なりに「前向きな意見を」と、最後まで取り組んできましたが、任期を終了するにあたりとても残念です。

モニター制度は「市民とともに」歩むことにより、議員個々の活動だけではなく、「議会」という1つの集合体として取り組むことで個々の資質の底上げを行っていただき切磋琢磨することで「市民から信頼される議会」となる制度だと思います。この1年間色々なことを申し上げてきましたが、是非とも更に前進していくことを願っております。

以上

平成30年第3回（9月）定例会日程案

資料1

月	日	曜日	日程	備考
8	24	金	告示	
	25	土		
	26	日		
	27	月	一般質問通告締切	
	28	火	議運	
	29	水		
	30	木		
	31	金	本会議初日	
9	1	土		
	2	日		
	3	月	委員会・分科会	
	4	火	委員会・分科会	
	5	水	委員会・分科会	
	6	木	委員会・分科会	
	7	金	委員会・分科会	
	8	土		
	9	日		
	10	月	委員会・分科会	
	11	火	委員会・分科会	
	12	水	委員会予備日	
	13	木	休会	
	14	金	一般質問	
	15	土		
	16	日		
	17	月	（敬老の日）	
	18	火	一般質問	
	19	水	一般質問	
	20	木	一般質問	
	21	金	一般質問	
	22	土		
	23	日	（秋分の日）	
	24	月	（振替休日）	
	25	火	休会（議事整理日）	
	26	水	一般会計予算決算常任委員会全体会	
	27	木	休会（議事整理日）	
	28	金	本会議最終日	